

京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項の廃止について

京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項を廃止する要項

京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項（令和3年3月12日総長裁定）は、廃止する。

附 則（令和6年3月総長裁定）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項（以下「旧要項」という。）により実施している科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下「旧事業」という。）については、京都大学大学院教育支援機構が承継する。
- 3 前項の規定により承継した事業（以下「承継事業」という。）の実施については、大学院教育支援機構の定めるところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、旧事業によるフェローシップの支給対象となった学生がその支援を受けられるまでの間、旧要項第1条、第3条から第10条まで、第13条、第14条及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧要項第1条中「科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下「フェローシップ事業」という。）」とあるのは「旧科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下「旧フェローシップ事業」という。）」と、第4条中「科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下「フェローシップ事業」という。）」とあるのは「旧フェローシップ事業」と読み替えるものとする。